

平成30年第1回ニセコ町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成30年1月30日(火)午後3時30分から午後3時44分
- 2 開催場所 ニセコ町役場 第2庁舎 大会議室
- 3 出席委員(13人)

会長	13番	荒木	隆志		
会長職務代理者	9番	松田	修身		
委員	1番	茶谷	久登	2番	大橋 敏範
	3番	大田	和広	4番	佐藤 寿恵
	5番	笹塚	成之	6番	芳賀 修一
	7番	平松	利幸	8番	大加瀬 真紀子
	10番	長井	修	11番	山崎 常雄
	12番	大野	智美		
- 4 欠席委員(0人)
- 5 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 会期の決定
  - 第3 諸般の報告
  - 第4 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書(合意解約)について
  - 第5 報告第2号 嘱託登記の完了について
  - 第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長	福村 一広	農地係長	山口 丈夫
------	-------	------	-------

## 7 会議の概要

会 長 今年初めての総会です。今年もよろしくお願ひします。雪が多く、除雪に苦勞されてると思ひますが、くれぐれも怪我のないようお願ひします。このあと、親睦会もありますのでスムーズに進行していきたいと思ひます。

議 長 ただいまの出席委員は、13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年、第1回ニセコ町農業委員会総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第9条の規定により議長において、9番 松田修身君、10番 長井修君を指名いたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の福村局長と山口農地係長を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。おはかりいたします。今総会の会期は、本日1日間としたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告をいたします。平成29年第11回総会以降の会長及び代理の動静について報告いたします。その内容は、別紙動静書のとおりであります。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書(合意解約)について」の件、

日程第5、報告第2号「囑託登記の完了について」の件の2件を一括議題といたします。

事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局 【報告第1号の朗読】

1番及び2番につきましては、いずれも〇〇さんの離農に伴う農地の合意解約になります。

位置図面は、5から6ページに添付してありますのでご覧ください。

続きまして、7ページをご覧ください。

事務局

【報告第2号の朗読】

1番及び2番については、農地保有合理化事業による、北海道農業公社から〇〇さん及び〇〇さんへの所有権移転であり、それぞれ平成29年12月28日に登記を完了しておりますので報告します。

3番は〇〇さんから〇〇さんへの所有権移転、4番は農地保有合理化事業による、〇〇さんから北海道農業公社への所有権移転となっており、それぞれ1月18日に登記を完了しております。

位置図面は、9から12ページに添付してありますのでご覧ください。

以上、朗読と説明を終わります。

議長

それでは、ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

それでは、ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

発言がないようですので、報告第1号及び報告第2号まで報告済とします。

日程第6、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の件を議題とします。

事務局より議題の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案の朗読】

本案については、農地法第3条による賃貸借の移転及び使用貸借の設定をするものです。

1番については、後継者に農業経営を移譲する内、財務省所有農地の賃借の移転（譲渡）を行う分、2番については同じ経営者の所有農地を後継者へ使用貸借する分となっています。後継者については20年以上、現在地で農業従事をしており、20から21ページには調査書をつけておりますが、許可要件のすべてを満たしていると判断されます。

3番については、新幹線事業により一時転用した農地が返還されたため、後継者に再移譲するものであります。位置図面につきましては19ページに添付してありますので、ご覧ください。

以上で、議案の朗読と説明を終わります。

議 長

これより議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

以上をもって、平成30年、第1回ニセコ町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。

この議事録は、会議の経過を記載したものであり相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年1月30日

議 長 荒 木 隆 志 ㊟

署名委員 9番 松 田 修 身 ㊟

署名委員 10番 長 井 修 ㊟